

令和2年第5回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和2年5月19日(火) 開会：14時30分 閉会：15時45分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 4F 防災対策室

3 出席者の氏名

教 育 長 中 馬 好 行
 委 員 松 田 福 美
 委 員 松 田 敬 子
 委 員 大 野 泰 生
 委 員 片 山 研 治

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 久 行 竜 二
 教 育 政 策 課 長 山 本 次 雄
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司
 人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子
 学 校 給 食 課 長 橋 野 博 一
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 末 岡 和 広
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 品 田 浩
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 金 本 久 志
 こ ど も 支 援 課 長 穴 田 典 子

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 課 長 補 佐 三 浦 勢 司
 教 育 政 策 課 主 査 吉 村 誠
 教 育 政 策 課 主 査 重 安 智 美

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第9号 周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について
3	報告第10号 周南市学校運営協議会委員の委嘱について
4	報告第11号 周南市教育支援委員会委員の委嘱について
5	報告第12号 令和元年度周南市一般会計補正予算要求について
6	報告第13号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
7	議案第18号 周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
8	議案第19号 周南市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について
9	議案第20号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
10	報告第14号 周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について

7 委員会協議会

(1) 周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について

(報告者：生涯学習課)

(2) 6月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：生涯学習課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から、令和2年第5回教育委員会定例会を開催します。
議事日程に従いまして、進めてまいります。
まず、日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。
本日の会議録署名委員は、片山委員さんと大野委員さんをお願いします。

2	報告第9号 周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について
---	----------------------------------

教育長

続いて日程第2、報告第9号「周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長

それでは、報告第9号「周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について」報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づくものです。

2ページをお願いいたします。

根拠法令であります学校給食衛生管理基準に基づき、市内の学校給食センター6施設には、学校給食施設及び設備の衛生管理、また、調理過程における衛生管理の確認や指導をいただくために薬剤師を配置しております。

このたび、徳山学校薬剤師会より栗屋学校給食センターと高尾学校給食センター担当の薬剤師の交代の申し出がありましたことと、新たに新南陽学校給食センターが供用開始したことから、3名の方に委嘱するものです。

任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間で、いずれも徳山薬剤師会の推薦を受けた薬剤師の方々です。

以上、ご報告いたします。

教育長

この件について何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第9号を承認いたします。

3	報告第10号 周南市学校運営協議会委員の委嘱について
---	----------------------------

教育長

続いて日程第3、報告第10号「周南市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

報告第10号「周南市学校運営協議会委員の委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

4ページから18ページにお示ししておりますとおり、この度、新たに市内の全小中学校に678名の委員の委嘱を行いましたので報告させていただきます。

委員の任期は、周南市学校運営協議会規則により令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となっております。

当協議会の委員は、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他、教育委員会が適当と認める者で組織されることになっておりますことから、各学校からの推薦をいただき、議案書にお示ししている皆様に、委嘱をいたしました。

なお、学校の運営に関し相互に緊密な連携を図る必要があると認める場合には、二つ以上の学校について一つの協議会を置くことができます。鼓南、和田、鹿野の小・中学校につきましては、合同で協議会を設置しております。

小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者や、地域住民の決定に時間を要し、このたびの報告となりました。

ここで資料の訂正がございます。遠石小学校、岐山小学校、桜木小学校及び岐陽中学校の欄で番号が一部飛んでいるところがありました。当該校の委員の人数につきましては番号どおりになっておりませんが、市全体の委員の人数に関しましては678名で間違いはございません。大変申し訳ございませんでした。以後は同様の間違いがないよう十分な確認を行います。

以上で報告を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。

松田敬子委員

推薦された委員の所属団体・職名の欄に学校運営協議会長と書かれていますが、会長はまだ決まっていないので、前会長ということになるのではないかと思います。何校かの学校で会長となっている方がいるのですが、その辺はどうなのでしょう。

学校教育課長

任期が4月1日からということで、すでに第1回目の学校運営協議会が実施され、その場において会長が決まっているところにつきましては会長と記されているところがあります。

しかし、委員ご指摘のとおり、こういう状況ですので多くの学校では協議会はまだ実施しておりません。従いまして、このことについては各校に確認をした後にご報告をさせていただきたいと考えております。

教育長

ただいま学校教育課長が申しましたように、委嘱が4月1日付となっており、所属団体・職名の欄は遡って記載するのではなく、現在の職名等で記載しております。

大野委員

今回のコロナウイルス対策で、運営協議会の方でも会議を中止しているところが多いと思いますが、学校が再開したらこの協議会も再開する方向で考えているのでしょうか。

学校教育課長

学校再開の折には、協議会の開催もちろん視野に入れておりますが、その会議においては密にならないよう感染防止対策をしっかりしたうえで実施します。

学校運営委員会が学校運営を動かしていく大きな基になるものでございますので、つつがなく執り行っていただくことになろうかと思います。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第10号を承認いたします。

4	報告第11号 周南市教育支援委員会委員の委嘱について
---	----------------------------

教育長

続いて日程第4、報告第11号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。
この件につきましても、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

報告第11号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」につきまして報告いたします。
提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

20ページをお願いします。

周南市教育支援委員会につきましては、周南市教育支援委員会規則に基づき、障害のある子供の適切な教育支援について協議し、情報提供や助言等を行っております。新たに今年度の委員の委嘱を行いましたので報告させていただきます。

委員の任期は、第4条により令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

周南市教育支援委員会規則第3条により、当委員会の委員は、幼・小・中学校長会長、特別支援学級設置校の校長の代表者、特別支援学級担当教員の代表者、児童相談所職員、専門医（精神科、内科、小児科及び耳鼻咽喉科）、学識経験者、その他教育委員会が特に必要と認めた者で組織されることとなっております。議案書にお示ししている皆様に、委嘱をいたしました。

各機関の代表者の選出や選任に時間を要し、このたびの報告となりました。以上で報告を終わります。

教育長

何か質問がございますか。

松田福美委員

委員の区分ですが、教諭で地域コーディネーターという方がいますが、この地域コーディネーターの方に期待する役割はこの支援委員会ではどのように捉えているか教えてください。

学校教育課長

地域コーディネーターは、当該校だけでなく市内の各学校を回り、特に支援が必要な児童・生徒を学校の現場の中で見て学校への助言を行ったり、その子にとって適切な支援を学校と一緒に考えたりすることから、この協議会においては、当該児童・生徒にとって最も適切な支援の在り方について大きな助言をいただける存在であると認識をしております。

松田福美委員

地域との連携の中で子どもを育てていくための視点を、ということで関わっておられるという考え方でよろしいでしょうか。

学校教育課長

はい。

教育長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第11号を承認します。

5	報告第12号 令和元年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

教育長

続いて日程第5、報告第12号「令和元年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、報告第12号「令和元年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

議案書22ページから24ページをお願いします。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳出予算に対する歳入予算の財源内訳の変更に関する補正において、教育長が事務を代決しましたことについて、報告するものでございます。

議案書22ページ以降の補正予算事項別明細書の右端の欄に所属課を表記しておりますが、学校教育課所管のみとなりますので、これよりご説明いたします。

議案書24ページをお願いいたします。

これは、令和2年3月議会において議決をいただきました令和元年度一般会計補正予算での「教育費」「教育総務費」「教育指導費」学校環境施設整備事業費に対する歳入の額の変更に伴い、財源内訳を変更したものでございます。

国が提唱する「GIGAスクール構想」での、児童生徒1人1台の端末導入及び利用に向け、学校ネットワークの増強及び端末の充電のための電源キャビネット設置の事業費について計5億8千18万9千円を計上し、当事業費の2分の1を補助金対象として、国庫支出金を2億9千9万4千円、残りを地方債2億9千万円、一般財源を9万5千円と見込み、当補助金の交付申請を行っておりました。

しかしながら、当補助金の交付決定通知では、当初見込みに対し9千466万5千円減額の1億9千542万9千円が交付決定額として示されたことから、急きよ、残りの財源調整を必要とし、地方債を9千4百70万円増の3億8千470万円、一般財源6万円として充当するよう、当該事業の財源内訳を変更することとしたものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第12号を承認いたします。

6	報告第13号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

教育長

続いて日程第6、報告第13号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

続きまして、報告第13号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

議案書26ページをお願いします。

この補正予算は、新型コロナウイルス対策として緊急予算措置することとした教育委員会事務局所管の歳出予算871万3千円の補正において、教育長が事務を代決しましたことについて、報告するものでございます。

議案書26ページの補正予算事項別明細書の右端の欄の所属課は、学校教育課のみとなりますので、これによりご説明いたします。

これは、「教育費」「小学校費」「小学校教育振興費」の扶助費531万6千円、同じく「教育費」「中学校費」「中学校教育振興費」の扶助費339万7千円のそれぞれを新型コロナウイルス対策費（家庭教育支援）として計上したものでございます。

現在、各小・中学校が臨時休業となっており、各家庭等において児童・生徒が学習を行っている状況にあります。

このような状況では、各家庭等における負担は相当に大きくなっており、特に支援を必要とする、就学援助の対象となる保護者世帯では家庭学習に係る費用や昼食代など経済的負担の増大も見込まれるため、就学援助制度において支給予定であった学校給食費相当額を支給することにより、家庭での学びを充実させるものと考え、就学援助制度に準じて認定することとし、小学生1,329人、中学生732人を見込み、家庭教育支援事業として補正予算を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。

大野委員

人数をもう一度教えていただけますか。

学校教育課長

今回見込んだ人数は、小学生1,329人、中学生732人です。

松田福美委員

具体的にはどのような家庭を対象としていますか。

学校教育課長

就学援助という制度がございまして、申請し、認定された家庭に対する支援です。今回、申請を6月中旬まで引き延ばしていることから、まだ認定世帯は決定しておりません。

そこで、先ほど申しました人数につきましては、昨年度3月の認定世帯数を想定し、そちらを計上しております。

松田福美委員

もちろん、今の状況を見ると基礎となる金額は現在のものとは違ってくると思いますが、就学援助の申請の締め切りがまだきていないということで、今後申請される方も増えることは想定されていますか。また、その可能性はありますか。

学校教育課長

あるかもしれませんし、そこがまだ分かっていないところでもあります。昨年中の収入がベースとなることから、委員が心配しておられるような、現在収入が減っている方への支援に結び付くかという点については見えてないところです。

松田福美委員

給食も止まっている状況の中で、先ほど言われたとおり、家庭での負担が増えています。今後、休業中の給食費をどのようにするのか分からない状況の中で、やはりこういう家庭への支援というのは非常に大事になってくると思います。できるだけ細やかな支援ができるといいなと考えますのでお願いいたします。

今のことについて、就学援助の対象の家庭については第一陣でこういうことをやっていくということですね。

学校教育課長

そうです。

教育長

この予算において、想定している支援期間について説明をお願いします。

学校教育課長

臨時休業中に、学校が通常に行われていたとされる授業日分の給食費を想定しておりまして、今後5月25日に再開する予定であります。24日までの授業日に対して1食分、小学校250円、290円を乗じた額を支援するものです。

松田福美委員

実数分に対する支援になるわけですね。

学校教育課長

そうです。学校が4月8日から開いていれば、というのを想定した支援です。

教育部長

少し補足をさせていただきます。

今年度の予算ということで対象は4月1日からですが、給食再開は4月8日として積算しております。実は事前に議会にご審議いただいた案件であります。この対象期間は5月1日までとしております。

それと申しますのも、当初は学校休業措置を5月7日までと決定しておりましたので、その間に新年度になって給食提供できるのは5月1日までということで積算しておりました。給食提供日は16日間となります。

先ほど学校教育課長から報告いたしました。小学生1,329人に対して16日分を250円の単価で、学校給食費は実費で就学援助をすることになっておりますので、250円そのものを支援していこうというものです。中学校も同様の16日間ということですが290円が単価となっており、計算方式はそれに732人を乗じたものでございます。

松田委員からきめ細やかな対応をというご意見をいただきましたが、その一環として、当初、就学援助は4月30日が受付締め切りでしたが、学校の再開が延び延びとなっている状況で真に

必要とする方々にしっかり行き届かせたいという思いで、5月末まで延長しました。

5月25日に学校を再開してしっかり制度を周知して、6月の中旬、6月19日くらいまで延ばすことができないか検討しており、決定次第、保護者等にご案内したいと思っております。しっかりした支援に努めたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

教育長

今の話にもありましたが、報告第13号は5月1日までの状況で計上しております。

しかし、5月24日まで休業が延長されたわけですから、その間はどのようにするのかということについて、学校教育課長からご説明いたします。

学校教育課長

この件については議案第20号でまたご説明いたします。

教育長

この期間のさらなる支援については議案第20号で説明いたします。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告13号を承認いたします。

7	議案第18号 周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
8	議案第19号 周南市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について

教育長

ここで委員の皆様にお諮りいたします。

続いて日程第7、議案第18号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」ですが、次の日程第8、議案第19号「周南市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について」につきましても関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受けて審議をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(※委員全員が挙手)

教育長

それでは、議案第18号及び議案第19号を一括して議題といたします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、議案第18号及び議案第19号について、一括してご説明いたします。

議案書の27ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号に基づくものでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のための学校休業措置を終え、5月25日に学校を再開し、感染症対策を十分に講じた上で、段階的に児童・生徒の学校生活を通常の状態へと移行していくに当たり、文部科学省通知等も参考にしつつ、各小中学校及び幼稚園においては再開の準備を進めております。

とりわけ、児童・生徒の学習の著しい遅れが生じることがないように、再開後には、家庭学習に

おける学習内容の定着確認、補充のための授業や補習等の実施など、可能な限り学習の遅れを補うための措置を講じるよう、各小中学校等に対しお願いしているところです。

その際、議案書27ページから32ページにありますように、児童・生徒や教職員の負担にも配慮した上で、補充のための授業を行う時間を担保するため、各校の実情に応じて、長期休業期間を短縮し、土曜日にも授業を行うことができるようにする必要が想定されることから、周南市学校教育法施行細則及び周南市幼稚園管理規則の一部を改正するものであります。

ただし、小学校においては夏季休業中に行う空調設備設置工事の状況等、各校の実情が異なる状況にあるため、教育委員会では、夏季休業等の期間について、基準となる例を示したうえで、幼稚園、小中学校においては、各校・園の実情に応じて、休業期間を変更できるようにいたします。また、土曜授業についても、各校・園の実情に応じて実施できるようにいたします。

なお、休業日を変更して行う授業について、児童・生徒の負担に十分配慮した日程を計画するとともに、教職員の勤務日数及び勤務時間について、適切に勤務の振替を行ったうえで実施していくことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

教育長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

大野委員

まず、学習の遅れということが非常に気になっているのですが、遅れを取り戻すのに実質どの程度の時間数が必要と見込んでいますか。

学校教育課長

それぞれの学校において、現在、その時間の積算をしているところです。

今後、行事の見直し、あるいは、複数の学習について教科を越えて一緒に実施することによって時間を短縮してカリキュラムを進めていくこと等を行っていきながら、今年度中にあと何時間、どのくらいの授業が必要で、残る授業日があと何日追加が必要であるか。長期休業をどれくらい短縮して授業を行えばそれが実施できるという計算を学校がしたうえで、この休業日の短縮等の変更を教育委員会に申請し、教育委員会がそれを認め、実施されるという運びになろうかと思えます。

大野委員

各学校でその辺りを整理して、時間数を割り出して、土曜日なり長期休業の日に割り当てるという考え方でよろしいでしょうか。

学校教育課長

そうなります。

教育長

少し補足をいたしますと、4月から5月24日までの新学期に入ってから課業日、つまり実際に授業が行えたであろう日は29日間になります。

ところが、この間にはそれぞれの学校で入学式、始業式、オリエンテーション、家庭訪問、運動会の準備等のいろいろな行事や授業として設定できない時間がありますので、25日現在でそれぞれの学校で果たしてどれだけの時間が不足しているのか、それは各学校ですでに確認しております。

どれだけ足りないのかを割り出し、これを回復していくことになるのですが、今、学校教育課長が申しましたようにこれから毎日の授業時数を3月31日まで積算していったときに、どこで

どれくらい補充していくかということです。

ただ、中学校で言えば文化祭がありますし、音楽祭や陸上記録会等の全市に渡るような行事の動向にもよります。その動向が明らかになって初めて時間が見えてきます。そうするとその時間を差し引いたときにどれくらい足りないのか。それは夏休みの何日間で補充ができるか、足りなければ冬休みでこれを更に補充していく。それでも足りなければ土曜授業ということにしております。

今年度中に29日分をどのようにして補完していくかというのは、今後の全体的な行事の動向が明らかになったときにその姿が見えてきます。

ですから私共としては、6月という期間の中でそれが明らかになったときに、夏休みをどのように取っていったらよいのか。そしてそれを学校の状況に応じて、どのような取り方もできるようにというのを想定して、臨時的に規則改正をしました。今年に限ってとなるかもしれませんが円滑に進めていきたいと思っております。

松田福美委員

今回の規則の改正に伴いまして、授業日数の確保が言われている中で改めて思ったのは、やはり学校というところは、教育長が言われるように、学習内容の指導だけではない、他の部分が学校行事等を通じて養われているというところがあります。

ですので、単に教科指導の時間だけでいえば工夫次第で29日の中で取り戻すことができるかもしれません。ただ、そこには時間を要して子供たちを育てていくという視点も必要なので、先ほど学校教育課長の説明にもありましたように、やはり形だけの時間確保ではなくて、そこには教育というものの「育てる」というところ、または「力をつける」というところも含めて、それぞれの学校が努力をしていくところだろうと思っております。そういうところで広く運用ができる規則にするのが必要かなと考えます。

その中で、改正案を読んだときに分かりづらいところがありまして。といいいますのが、現行では学年始めから学年末、そしてその他の休業日の指定がありますが、改正案ではその中に国民の祝日、日曜日、土曜日が含まれています。これによって、土曜日を休業日としてそこに授業を充てるのが学校の申請によってできるようになると解釈してよろしいでしょうか。

学校教育課長

そのために加えました。

松田福美委員

そうしますと、第5条第4項のところ、現行では「休業日に教育長の許可を受けて授業を行うことができる」と書いてありますが、それが、「校長は教育委員会の許可を受けて休業日を変更する」ということになるので、単に現行と改正案を読むと「休業日の変更」と「授業を行う」というところがストレートに入ってきませんでした。

そのように解釈するというのであれば、今度の改正案というのは読み取ることができるのではないかなと思っております。非常に分かりづらいというのが正直なところです。今のように捉えてよろしいでしょうか。

学校教育課長

委員ご指摘のとおりです。現行ですと、休業日に「授業を行うことができる」ということであって、休業日は休業日のままです。休業日のままで、そこで授業を行うということになります。

改正案は、休業日を変更、つまり、授業日に変更するということです。休業日を授業日として実施することができるということですので、授業日数としてカウントできる、授業時数もカウ

トできるというような形になります。

したがって、授業日であることと、休業日でありながら登校目的に実施していくこととのニュアンスの違いが生まれてきます。例えば、夏季休業を短縮して、授業日を延ばしてそこで中学校でいえば期末テストを実施する、となった時に、授業日として定期テストを実施するのと、夏季休業でありながら登校日として定期テストを実施するのでは意味合いが変わってくると思います。そこで、休業日を変更して授業日にするというところにこだわりといいますか、そのようにさせていただいたというところです。

松田福美委員

私はなんとなく分かります。

これまでも、子どもたち一人一人にかかる負荷とあわせて、今回のように子ども達にはきちんと教育を受けさせなければならないというはざまの中で、休業日はこれまでも、土曜授業をどうするかというような話題も過去にはありました。

今回、そこに一步踏み込んで、周南市でもこれを活用していける状態にするということですね。

教育長

土曜日に必ず授業を行うということではなくて、どうしてもその必要があればできる体制をとるという意味です。それから委員がおっしゃったように、授業だけの回復ということのみならず、様々な教育課程というものが非常に重要な要素として、当然その学校で決められ、考えられているわけですから、そういったことも含めた回復が非常に重要な視点であります。

それから、小学校・中学校1年生達は正式には25日に初めて登校し、特に小学1年生は小学校がどんどころかまったく分からない状態です。通常ですと、まずはオリエンテーションにおいて学校の案内を受けて、「ここが校長室ですよ」ということから子どもたちは始めていきますし、給食ひとつにしても練習をして給食の日を迎える、そうした緩やかな学校生活への順応という非常に重要な要素があります。

ですからこの度、25日から学校を再開するにあたって、その前の週2日をオリエンテーションということで位置づけ、さらに第二弾を25日から一斉登校ということにし、その週は、ほぼ4時間程度という時間を設定して、6月1日から通常の時間として設定しました。そうして子どもたちも緩やかに学校に順応し、授業だけではなく、様々な教育活動に取り組みながら、授業の回復もしていくという考え方でいきたいと思っております。

片山委員

質問ではないのですがよろしいですか。

規則についてはこのように出ていますが、各学校の保護者に対して、実際に計画表等のようなものがあればできるだけ早めに配付した方がよいのではなんでしょうか。

それから、おそらく3学期は授業がほとんどできていないだろうと思うのですが、そのことについてです。そのまま進学した場合、受け持ちの先生が同じであればよいですが、先生が変わるなどの事情もあるでしょうから、先生方の学校内での連携をより密にさせていただいて、今の学習でできなかった部分を補充して頂くようお願いしたい。おそらく十分考えておられると思いますが、ぜひお願いしたいと思っております。

学校教育課長

承知いたしました。

教育長

3月2日から一斉休業をしたわけですが、3月の不足分がある場合には、履修漏れというもの

は絶対にあってはなりませんので、その辺はそれぞれの学校で、どの学級の、どの授業が、どの程度不足しているかをしっかりと把握したうえで、4月からの授業の中で遅れを回復していくことになろうかと思えます。

ただ、3学期の3月の時期というのは、例えば中学校3年生であればもう目前に卒業式を控えて、ある程度1年間に履修するべきことのほとんどをすでに2月の段階で終えています。そして、3月に入ればそれらの復習、あるいは3年間の復習をします。小学校でいえば、6年間の復習をしていくという期間に充てるというのが多くの学校であります。

休業期間は3月のほぼひと月でありましたが、まるまる新たな領域の授業をしているということはありませんので、もちろん履修漏れには十分に対応していく必要がありますが、回復するのに多くの日数を要することはないと理解しております。

松田敬子委員

先ほど、今後の授業においては、幼・小・中学校の実情に応じてと、いうお話がありましたが、市としてある程度の基準と申しますか、こういう部分においてはできたと考える等の基準のようなものはおおまかでもあるのでしょうか。

それとも、あくまで小中学校が判断したものでいいということになるのでしょうか。その辺りが見えてこなかったのですが。

学校教育課長

休校期間における家庭学習ですが、各学校が3か月近くの長きにわたり、児童生徒に課題を出しております。その内容については、先ほど教育長が申しましたように、前年度の復習的なものに加え、休校期間が4月、5月と長引いたことから、新しい教科書を渡し、新しい学年の内容についても自宅での学習ということで課題を出しています。

もちろん、内容を説明するようなプリント等を添えて行っていますが、それぞれの学校で学習計画表というものを示し、どの時期にどの内容をやっていくか。何月何日までに何をやるというのを示したうえで、さらにはその内容について家庭で十分学習した内容の見取りをしています。つまり、学校でノートやワークシート等を集めて、どのくらいできているかを読み取り、さらにはその内容が十分定着していると判断されたものについては、この3つの条件がそろったものについては、履修が十分であると判断することができると文部科学省の方から出されております。

もちろんそれだけで終わることはできませんが、学校はそれに基づいて、25日以降に学校が再開して子どもたちが戻ってきた折には、十分と思われることも再度、学校の方で確認したり、あるいは、多くの子どもたちができていたとしても一部のまだ十分でない子どもたちについては補習的なものをしたりする中で補っていき、履修したという判断をしていくことになろうかと思えます。

教育長

学習指導要領というのは系統的にでき上がっておりまして、2年生になって新しいことを学ぶ際には、1年生のことを復習しながら2年生の学びに入るというようになっていきます。

例えば、多角形の学習をするときには、一つ下の学年で三角形を学び、そのことをもう一度復習したうえで四角形、多角形というものに発展していく、そういうふうに非常に系統的に学習指導要領はできています。学年が上がるにしたがって、それまでのことを常に復習しながら重ねて学んでいきます。

今回、国もこの期間中に学習すべきことを数年かけて回復していくということを言っていますが、その考え方の一つは、教科書に基づいてきちんと整理されているということが想定されてい

ると理解しています。

片山委員

規則に関する質問ではないのですが、ニュース等で見ますと各家庭に配布したタブレット端末を活用しながら学習を行う地域もあるようですが、周南地区での実情はどうでしょうか。これからどんどん必要となると思うのですが。実際はそういう環境があって、それを活用したという小中学校はありましたか。

学校教育課長

現在、学校に整備されているタブレットにつきましては、大体1クラスの人数分程度の台数、あるいは研究指定等でそれに多少追加して配備されている学校もあるのですが、おおむね1クラスの人数程度のタブレットが配備されております。

この後でご説明しますが、令和2年度中にすべての子どもたち、つまり小中学生1人に対して1台配備できるように準備を進めていこうと思っているのですが、現在はそこまで至っておりません。

この臨時休業中に、小規模の学校ではありますが、子どもたちに貸し出す台数が十分にある学校についてはそれを貸し出し、ネットワーク環境は家庭のものを利用して、学校から課題の提出等についてICTを使って実施した学校もあります。

ただし、中規模校・大規模校においては端末を十分に利用することができるほどの台数が確保できないこと、あるいは家庭によってはその環境がなくタブレットを持ち帰ってもインターネットへの接続ができないような状況もありますことから、そうしたところへの支援ということもこれから検討していかなければいけないと考えているところです。

教育長

いわゆるGIGAスクール構想というものについては、次の議案第20号で関係するところをご説明いたします。またその際にご質問いただけたらと思います。

大野委員

休みが長くなったことで、各家庭の中で子どもたちが時間を持て余しているという話を聞いています。それから、持て余したことによって家庭の中で保護者にずいぶん負担がかかっているという話も聞いています。

学校が始まりましたら、各家庭の中での変化や何か特別なことがないかということについては、ぜひ、学校の先生方には注意しながら指導にあたっていただきたいなと思います。もし何かありましたら係の方と一緒に、各家庭の支援等にあたっていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

学校教育課長

承知いたしました。

松田福美委員

あわせて、学校を再開して全員が登校してくれるといいのですが、いろいろと心配されるご家庭もあると思いますので、その辺の配慮も考えていただいていると思います。

規則に関しましても、こんなにも変更されている。これはさっそく公布されますよね。

規則に、「校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、」と書いてありますが、教育委員会の許可を得るということですので、そのあたりをしっかりと把握していただければと思います。

教科指導も大事、でも、子どもを育てることも大事。そして学校によって実情が違うというこ

とも含めて、手厚い対応がこの規則によって改めて意識されるといいと考えます。

今後、休業日に授業を行う場合は、やみくもに、過度な負担にならないように、将来にわたってそういう視点を持つことが必要であると思います。今はなにせ緊急事態ですので、今の子どもたちを、今、どう育てていくかというところに視点があたりますけれど、やはり規則として今後これが活用されていくときには、その視点も必要ではないかと考えております。

教育長

今回のコロナウイルス感染症という未曾有の緊急事態で、私共も含めてこれまで教育が経験したことのない特異な状況です。まだ今も続いておりますが。

その中で、想定しえない様々なひずみというものが起こっている。それは子ども達もちろんですが、保護者の方もそうでありまして、それから教員もです。何度も準備をし、「さあ明日から」というときにこれまで都合4回、また休業、また休業ということが続いている中で、相当疲弊しています。

こうした今まで想定しえなかったひずみに対して、これから学校が再開していく中で、それも急がず、慌てず、少しずつ、やはり確実に一步一步。ステップを踏んで教育活動を展開し、しっかり見極めて子ども達の様子を見ながら、教員の負担等もサポートしながら進めていきたいと思っております。

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号及び議案第19号を決定します。

9	議案第20号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

教育長

続いて日程第9、議案第20号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、各課から説明をお願いいたします。

まず、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、議案20号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

議案書の34ページから36ページをお願いします。

この補正予算は、新型コロナウイルス対策として緊急予算措置することとした教育委員会事務局所管の歳入予算、歳出予算それぞれ5億7千419万円を増額する補正について、法の規定に基づき、市長に意見を申し出るものでございます。

議案書35ページ以降の補正予算事項別明細書の右端の欄に所属課を表記しておりますが、各事業費に係る補正予算の詳細につきまして、学校教育課以下、各課よりご説明いたします。

まず、学校教育課の所管事務に係る歳出・歳入予算の補正でございます。

議案書36ページをお願いいたします。

「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の新型コロナウイルス対策費（学習者用端末整備）の備品購入費に係る5億5千388万円の増額でございますが、「GIGAスクール構想」の加

速による学びを保障できる環境に向け、児童・生徒1人1台端末を早期に整備し、ICTを用いた充実した学びの実現や、現在の臨時休業など緊急事態の中でも学習の継続が可能となるよう、情報端末9,852台を導入するものでございます。

次に35ページをお願いいたします。

この情報端末の整備事業費については、国庫補助金の対象となっており、当事業費に対する歳入では、公立学校情報機器整備費補助金3億1千567万5千円、子ども未来夢基金4千300万円を充当、残りを一般財源とすることとしております。

戻りまして、36ページをお願いいたします。

「教育費」「小学校費」「小学校教育振興費」の扶助費398万7千円、同じく「教育費」「中学校費」「中学校教育振興費」の扶助費254万8千円を、新型コロナウイルス対策費（家庭教育支援）として増額するものでございます。

これは、先ほどご報告しました令和2年度補正予算計上分である新型コロナウイルス対策費（家庭教育支援）に係る各小・中学校の臨時休業期間が延長となったことに伴い、学校給食費相当額を増額するものでございます。

続きまして、「教育費」「保健体育費」「学校保健衛生費」の新型コロナウイルス対策費（学校教育課）の需用費に係る329万4千円の増額でございますが、小・中学校に通う児童・生徒が、安心できる教育環境を確保するため、市立小・中学校41校及び周南市教育支援センターを対象に、消毒用アルコールの支給や各学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る消耗品費の購入を支援するものでございます。

以上で学校教育課の説明を終わります。

教育長

続いて、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

続いて、中央図書館の補正予算についてご説明いたします。

資料は36ページをお願いします。

「社会教育費」「図書館費」「備品購入費」155万円でございますが、こちらは市内各図書館に本の除菌を行う除菌ボックスを設置するためのものでございます。以上で図書館の説明を終わります。

教育長

最後に、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課所管分の補正予算について補足説明をいたします。

議案書36ページをお願いします。「保健体育費」「学校給食費」「新型コロナウイルス対策費（学校給食食材費）」、補償金671万円の増額補正です。

国は、新型コロナウイルス感染対策として、令和2年3月2日から春休み前までの間、小学校、中学校等に対して臨時休業を要請し、この間の学校給食休止への対応として、「学校臨時休業対策費補助金」を創設しました。

市としましては、学校給食の安定的な供給を図る観点から、学校給食材料納入業者に対して、国の補助金を活用し、補償金を支払うこととし、この度、臨時休業期間の食材キャンセルに係る補償金の増額補正を行います。

補助の対象としましては、①市がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びそ

の処分に要した経費や、②事業者に対して既に発注されていた食材にかかる補償金を計上しています。

恐れ入りますが、35ページをお願いいたします。

これに伴い、歳入におきましては、「教育費国庫補助金」の節、「保健体育費補助金」「学校臨時休業対策費補助金」580万4千円を増額補正いたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

松田福美委員

具体的な内容を聞いてよろしいでしょうか。消耗品関係については、どのようなものが対象となっていますか。

学校教育課長

新型コロナウイルス対策として、主に、保健衛生に関わる部分を対象としております。具体例を申しますと、市内小学校の学校給食において当番にビニール手袋をつけて配膳をさせることとし、先日そのビニール手袋を購入しました。こういったものが対象となります。

松田福美委員

あとは消毒用スプレーですね。

学校教育課長

そうです。

教育長

先ほどGIGAスクール構想のところで質問されていましたが、片山委員、いかがでしょうか。

片山委員

これは、タブレット等の機器の費用だけということでしょうか。それともインターネット環境に係るものも含めてということでしょうか。

学校教育課長

そうです。

現在、学校には1ギガのネットワーク環境がひかれています。それに全児童・生徒分の端末が接続すると速度が非常に遅くなってしまいますので、10ギガのインターネット環境に変える、これはすでに議会を通っております、その工事が進められていくところです。

充電に関して、端末それぞれに対する充電ボックスや、教室で使う大型モニターによってICTの提示をするものもすでに計上しております。今回ここに上がっておりますのは、1人1台にいきたらせるための端末に関する費用、並びにその保険やその他諸々の端末に係るものについてのものです。

教育長

先ほど9,852台とご説明しましたが、既に学校に1,283台、つまり約1,300台が平成28年度から配置されていますので、これを合計した1万1千台強という台数になります。

これは、すべての児童生徒、そして教職員。教職員がこれを日常的に使わない限りは、子どもにこれを教えていくことは不可能です。ですから、すべての教職員とすべての児童生徒を対象として、1人1台提供ができることを担保するものです。

松田敬子委員

含まれているかわからないのでお聞きします。「保健体育費」「学校保健衛生費」「需用費」で消耗品が計上されていましたが、その中にはマスクは含まれていますか。子ども達はマスクをして登校しますが、マスクが不足している家庭等へのマスクは含まれていないのでしょうか。

学校教育課長

マスクについては、当初、ここに計上していたとしても手に入らない状況があったということ、国から1人2枚の布マスクの支給があるということ、そして現在ではかなり流通しており手に入る状況であるということから、計上しておりません。

先ほど松田委員がおっしゃったように、学校が再開した後に、例えば手指用のアルコールや消毒用のアルコールがかなり必要になってくるという想定から、そちらの方を多く注文し、学校に配分をしているところです。再開後は、先ほどの例もありますように、各学校においてコロナウイルス対策をしていく中で必要と感ずるものを購入できるように予算を組んでいるところです。

教育長

その中でマスクが不足すると学校が判断すれば、それを購入するのは構わないという理解です。

松田福美委員

使用についてはある程度学校の裁量があるということですね。

学校教育課長

そうです。

松田福美委員

消毒等いろいろ気を配らなければならないことがあると思いますが、目に見えてマスクというものは家庭によっては、ということがあるのかなと思います。マスクをしていない子どもに先生がポケットからマスクを出してその子に渡したというニュースを見ましたが、細やかな配慮だなと感じました。

ただし、それが常態化してしまうと限度があるので難しいところなのですが、学校である程度の活用ができるというのであれば、そういうところも最初は配慮があるといいかなと感じました。

教育長

例えば、家庭科の被服の授業で自らマスクを作るようなことを授業の中に仕組んで、そして子どもたちが自分のマスクは自分で作るというようなことも教育活動の中で計画されているところもあると思います。

マスクについては今、多くの子ども達は既製品のマスクもありますし、保護者が子どものために作ったマスクもあり、いろんなマスクが登校日には見られます。

松田福美委員

先ほどの給食費の対応について、保護者からの申請による、というところが気になりました。

今までの申請が、本当に必要な人全員にというよりは、逆にうちはいいというように捉えておられるところもあるかもしれません。

ぜひ、こういう仕組みがあって、こういう制度があるということの周知を徹底していただきたい。期限を過ぎてこられるケースもたまにあったと思いますので、そのあたりは必要だなというように思いました。

給食関係の食材費というのは、こういう形での補償で十分なのでしょうか。全体像が全く見えないものなので、先ほどの説明だけでは少し分かりにくかったのですが、相当手厚い補償になっているのでしょうか。

学校給食課長

今回の分に関しては、全国的にできるところということで、3月に国が休業という形をとった間の補償となりますので、部分的にはなります。これで十分かということ、やはり十分とはいえないかもしれませんが、学校給食課でできるところで、補助金を活用しての対応をさせていただく

という形で考えております。

松田福美委員

先ほど話をしていた中に、こういう形で、予想外に給食というのがこれだけ多くの人が関わって、こういう影響があるのだということが見えてきた中で、学校給食を提供していただいていることと同時に、これからは補償を考えていかなければいけないと感じたので、その辺りはいろいろな制度を活用していかれるといいかなと思います。

また、国が指定した休業と市の休業中の対応や公的な制限等いろいろとあると思いますが、今の補償は3月分までですよ。

学校給食課長

そうです。

松田福美委員

4月以降一斉に指定して学校を閉じているわけですから、これも地域ごとに判断が任されたり、県単位での休業等となってくるといろいろと難しいところもでてくるかと思います。

特にお金に関しては、そのように感じていますので、できるだけみんなが助け合いながら、少しずつ我慢しながら、でも何とかしていきたいですね。

教育長

国全体としての支援スキーム、そして県の制度、そして市としての独自の制度というものもありますし、国からの支援を受けてさらに市として対応していくことになりますので、教育に関することについては、今後も必要があればまた新たな補正という対応をお願いしていこうと思っております。

それから、先ほど松田委員さんから就学援助の周知の話が出ましたが、かなりきめ細かく周知をしていると理解しております。これまで就学援助を受けていた人はもちろんですし、新入生をターゲットに絞ったり、学校で紹介したり、広報やホームページ等の考えられる限りの周知をしています。

さらに、昨年度は3月の新入学用品が必要な時期に必要な支援ができる体制にし、そして支援の額をこれまでの倍の額にしたりするなど、いろいろな対応をきめ細かく行っていると思っております。今後もこういう支援が必要だというものがありましたら、おっしゃっていただけたらと思います。

教育長

この件について何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号を決定いたします。

教育長

ここでお諮りします。

続いて、日程第10、報告第14号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について」ですが、教科用図書に係る適切な審議を確保するため、委員の氏名等は9月1日までは秘密とする必要があることから、周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、この件は秘密会としたいと思っております。

これより採決を行います。

報告第14号を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(※委員全員が挙手)

それでは、報告第14号は秘密会とすることに決定しましたので、これより議案第4号を、秘密会にて行います。

報告第14号を、秘密会にて行いますので、傍聴人の方は退室をお願いいたします。

【以下、非公開】

教育長

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。
これからの会議は公開といたしますので、傍聴者は会場へお入りください。

その他に何かありますか。よろしいですか。他にはございませんか。
以上で令和2年第5回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

片山 研治 委員 _____

大野 泰生 委員 _____